

検査期間	検査点数	基準値 超過点数	超過割合
～2011年産	26,464	592	2.2%
2012年産	約1,037万	84	0.0008%
2013年産	約1,104万	28	0.0003%
2014年産	約1,102万	2	0.00002%
2015年産	約1,050万	0	0%
2016年産	約1,027万	0	0%
2017年産	約998万	0	0%
2018年産	約925万	0	0%
2019年産	約949万	0	0%
2020年産	約32万	0	0%

※集計対象：食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、検査対象自治体となっている17都県

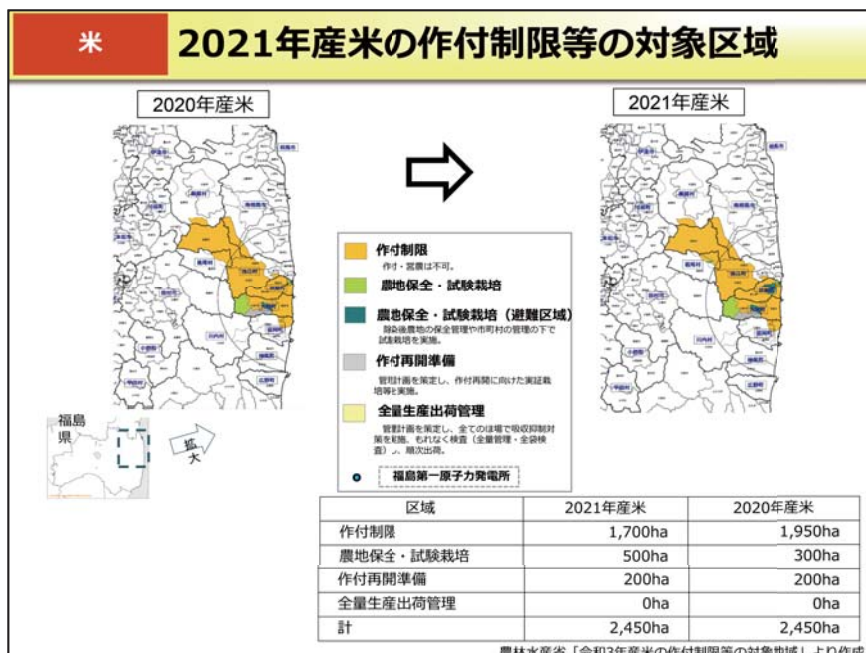
農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果（農林水産省）、食品中の放射性物質の検査結果について（厚生労働省）より作成

米の生産や出荷にあたって、カリウム肥料の施肥による放射性セシウム吸収抑制対策等を行ったうえで（下巻 P67「農産物に係る放射性物質の移行低減対策（2/5）－カリ施肥による吸収抑制対策－」）、全袋検査を行う等の管理が行われています。福島県では2015年度以降、「米の作付等に関する方針」に基づく旧避難指示区域の作付制限や吸収抑制対策、全袋検査等による出荷管理が行われています。

米の基準値超過は年々減少し、2015年度産以降は超過したものではありません（2021年3月末日現在）。なお、この基準値とは、2012年4月より設定された100Bq/kgのことを指します（2011年度は暫定規制値が適用されていましたが、2012年以降の結果と比較するために、現在の基準で集計しております）。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2022年3月31日



避難指示区域は区域内での立入や営農が制限されています（作付制限）。居住制限区域においては、除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培（農地保全・試験栽培）が、避難指示解除準備区域においては、県及び市町村が管理計画を策定して、作付再開に向けた実証栽培を行うことができます（作付再開準備）。

避難指示区域外において、前年が避難指示解除準備区域であった地域及び前年産米で基準値超過が検出された地域では、県及び市町村が管理計画を策定して、放射性セシウム吸収抑制対策を徹底した上で、地域の米の全量を管理し、全袋検査を行います（全量生産出荷管理）。

前年が全量生産出荷管理の地域であって前年産米で基準値超過が検出されなかった地域及び前年産米で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域は、県の管理の下、農家単位で吸収抑制対策を徹底し、全戸検査を行います（全戸生産出荷管理）。

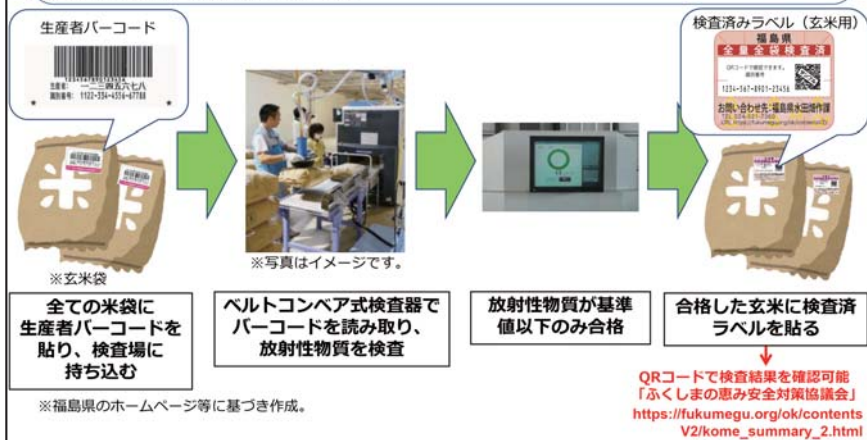
また、その他地域では、必要に応じて吸収抑制対策を実施し、地域単位で抽出検査を行います。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2022年3月31日

福島県では、検査ガイドラインに基づく検査とは別に、2012年産米から県内全域で全袋検査を実施。なお、2020年産米から旧避難指示区域等※を除き、全袋検査からモニタリング（抽出）検査に移行。

※旧避難指示区域等：田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町（旧山木屋村）



福島県では、2012年産米から、ベルトコンベア式の検査器を用い、国から指示された地域のみならず県内全域での全袋検査を、県の取組として実施しています。

なお、2020年産米から旧避難指示区域等※を除き、全袋検査からモニタリング（抽出）検査に移行しています。

全袋検査に合格した米であることは、次のように確認できます。玄米30kgの紙袋で出荷される場合は、合格した米に「検査済ラベル」が貼られています。

精米で出荷される場合、その精米が全袋検査で合格した玄米から精製されていることを証明する「精米ラベル」が貼られています。ただし、精米ラベルは強制ではないため、全袋検査を受けた米でも、精米ラベルが貼られていない場合があります。

（一部引用：福島県「全量全袋検査に関するよくある質問」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/suiden-zenryozenhukurokensa-faq.html>）

※旧避難指示区域等：田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町（旧山木屋村）

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2021年3月31日